

鳥取県告示第 308 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から 平成18年度まで	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	平成19年3月30日
〃	〃	鳥取市（用瀬町別府の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町別府の一部	〃
〃	〃	鳥取市（国府町神垣の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町神垣の一部	〃
〃	平成16年度から 平成18年度まで	鳥取市（気高町日光及び気高町下坂本の各一部002）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光及び気高町下坂本の各一部002	〃
〃	平成17年度から 平成18年度まで	鳥取市（気高町日光及び気高町下坂本の各一部003）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光及び気高町下坂本の各一部003	〃
〃	〃	鳥取市（福部町蔵見の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町蔵見の一部	〃
米 子 市	〃	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉 吉 市	〃	倉吉市（福積の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市福積の一部	〃
〃	〃	倉吉市（福守、不入岡及び国府の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市福守、不入岡及び国府の各一部	〃
八 頭 町	〃	八頭町（清徳の全部）の地籍図及び地籍簿	八頭町清徳の全部	〃
南 部 町	〃	南部町（原の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町原の一部	〃
伯 耆 町	平成16年度から 平成18年度まで	伯耆町（父原の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町父原の一部	〃

〃	平成14年度から 平成18年度まで	伯耆町（久古、福岡原 及び岸本の各一部）の 地籍図及び地籍簿	伯耆町久古、福岡原及 び岸本の各一部	〃
日南町	平成16年度から 平成18年度まで	日南町（阿毘縁の一部） の地籍図及び地籍簿	日南町阿毘縁の一部	〃
〃	〃	日南町（花口の一部） の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃